

令和2年11月2日

職 員 各 位

八幡市長 堀 口 文 昭

令和3年度予算編成方針について

標記の件について、八幡市財務規則第5条の規定に基づき、令和3年度の予算編成は、次のとおり作成するよう通知する。

1 本市を取り巻く社会経済動向と今後の見通し

(1) 社会経済の状況

昨年度までの日本経済の現状は、雇用環境や企業収益の改善など回復基調が続いているとされ、また、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、インバウンド需要にも期待が高まっていた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、オリンピックを含むイベントの数々が延期や中止となるとともに、外出自粛や事業者への休業要請などにより、足下の景況感は急速に悪化するに至った。現在では、国内での新規感染者数も減少傾向にあり、人口当たり死亡者数も抑え込まれてきていることから、一定の消費者心理の改善も見られる状態ではあるものの、以前と同様まで回復したとは言えない状況である。

(2) 国予算の動向

国の令和3年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）では、「感染症の拡大等先行きが不透明でもあり、確実な見通しを持つことは困難ではあるものの、(中略)『新たな日常』を通じた『質』の高い経済社会の実現を目指す。」とされ、さらに「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について（同年7月21日閣議 財務大臣発言要旨）」では、「来年度における予算をはじめとする対応について、現時点で、予見することに限界があることも事実」であるとされており、国としても対応に苦慮して

いることが推察される。

総務省が9月に公表した令和3年度地方財政収支の仮試算においては、地方一般財源総額の確保が示されているが、その内訳は、増え続ける社会保障費と、対前年度比で8.3%減と試算されている税収の落ち込みや、税収減の影響による地方交付税の減額を補うため、臨時財政対策債が対前年度比で倍以上の116%増となっている。

なお、人事院勧告の遅れにより給与関係経費は前年度同額と仮置きがされている他、国の予算編成においては、新型コロナウイルス感染症への対応関係など緊急に必要な事業については、概算要求額の見積もりがない「事項要求」とされており、国の予算編成次第ではあるが、新たに市町村負担を伴うような補助制度の事業化も予想されることから、情報収集に努められたい。

2 本市財政の状況

(1) 中期財政見通しの「中間とりまとめ」と現状認識

平成29年12月に策定した中期財政見通しにおいては、収支の均衡を図ることが年々厳しくなると推測し、全体の収支不足額が令和4年度時点で約25億円に上ると見込んだ。こうした状況を踏まえ、平成30年度、令和元年度の各年度において継続的に事務事業の見直しを行うことにより、新総合計画の推進に必要な財源を確保してきたところである。

令和2年度は中期財政見通しの中間年に当たることから、当該見通しの「中間とりまとめ」(別紙)を示すことで、本市が目指す持続可能な財政運営への道標とし、もって令和3年度当初予算編成に向けた基本的な現状認識を職員全体で共有しようとするものである。

「中間とりまとめ」に示すように、平成29年度の策定時に想定した収支不足の累計額は一定改善をしており、歳出抑制や行革の取組が成果をあげていることが示唆される。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による経済への影響もあり、義務的経費を中心とする経常歳出については、現時点で扶助費の減少の気配はなく、歳入面においても、市税収入の伸び悩みは続いており、税の減収も予想されることから、地方交付税への依存度が高い状況は依然として変わっていない。

令和元年度決算では経常収支比率が99.6%となり、前年度から4.6ポイント悪化したが、要因としては、歳出面では扶助費の増及び中学校給食施設整備

事業や消防緊急通信指令施設整備事業などの元金償還の増が、歳入面では平成30年度のたばこ税の大幅増による普通交付税の減が主であるため、この傾向はしばらく続く見込みである。また、令和2年度から開始した会計年度任用職員制度や新庁舎整備費用の負担本格化など歳出増の要因は少なくないため、今後も行革の取組を継続しなければならず、警戒モードにあると言わざるを得ない。

このような現状であるからこそ、令和5年度の新名神高速道路の全線開通後を見据えたまちづくりを進め、人口や市税の減少抑制を図ることや、企業誘致を含めた雇用創出、観光の魅力発信による関係人口の創出などの取組が必要とされていると認識している。

なお、現在、本市では国や京都府と連携しながら、4度にわたる補正予算を措置し、感染拡大防止と事業や雇用の維持に懸命に取り組んでいるところであり、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応を進め、社会経済活動の早期回復を目指しているところでもある。

(2) 令和3年度の見通し

令和3年度については、企業業績が未だ新型コロナウイルス感染症の影響により不透明であることや、生産年齢人口が引き続き減少傾向であることから、市税収入の減少が見込まれる。国においては地方一般財源総額の令和2年度水準を確保することが示されているが、市税収入の減少額が全て交付税等の増加に結びつくものではないため、歳入の減少局面においてはこれまで以上に慎重かつメリハリのきいた予算執行が求められる。

また、このような状況ではあるが、「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」時代に即した地方創生についても、しっかりとそのニーズを取り込まねばならない。

これらの結果から、これまで以上に歳出の重点化と財源確保の取組を行うことが必要である。

3 予算編成にあたっての基本的な考え方

こうした状況を踏まえ、令和3年度においては、第7次行財政改革を確実に実現するとともに、第5次総合計画の推進に必要な財源を確保することを基本とすることは従来どおりであるが、これらに加え、今回の感染症拡大で様々な課題が顕在化したことを千載一遇のチャンスと捉えなおすことが重要である。まさ

に、「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」への移行を見据えた公共サービスへの取組や、本市の潜在力を着実な成長に結びつける施策の継続が求められていると考えられる。持続可能な財政構造の確立と、本市が目指すべき将来都市像の構築の両立を図り、ベッドタウンから、より多機能なまちへの質的転換を目指し、具体的には次に掲げる方針に基づき予算編成を行うこととする。

(1) 第7次行財政改革の強力な推進

歳入と歳出のバランスを維持していくことがより一層厳しくなることが予想される中、第7次行財政改革実施計画に取り組むことで、その取組の成果を予算に反映させ、必要な財源を確保することとし、平成30年10月25日付けの答申にも明記されている以下の点に主眼を置くこととする。

① 持続可能な行財政構造の確立

【自主財源の確保】

行財政運営に必要な歳入を得るために、自主財源の確保を目的として、未収金対策の推進、未利用資産の売却、新たな財源の確保、受益者負担の適正化への不断の取組が必要であり、本格的に歳入確保の取組を全庁あげて促進させる。

【歳出の抑制】

人口の減少・年齢構成の変化に対応した公共サービスの提供を行う必要があり、市単独事業や国、府の基準以上に実施をしている事業については、再評価を行うことで必要な見直しを行うこととする。また、公共・公用施設については、利用ニーズを踏まえた検証を行う必要があり、一層の有効活用の観点も含めて見直しを図ることとする。

特に、第5次総合計画を着実に推進するに当たり、新たな事業を展開する場合においては、必ず既存事業の見直しを行い、必要な財源の確保に努めること。

② 多様な担い手による行政サービスの提供

限られた職員での業務執行となることから、民間事業者が業として行っている業務を中心に外部委託の導入や、民間事業者等との新たな連携の仕組

みを構築するなど、業務の担い手を今一度検討すること。

③ 効率的・効果的な市民サービスの提供

市民サービスの提供にあたっては、地方自治法の趣旨を踏まえ、「住民の福祉の増進を図る」という効果の視点と「最少の経費で最大の効果を上げる」という効率の視点が重要であり、自治体運営の基本原則でもある。職員提案制度の積極的な活用など、人材育成や意欲の向上といった観点も含めて、「行政の生産性」向上の取組を進めること。

特に、行政のデジタル化という側面においては国や京都府の動向を注視するとともに、スピード感をもって取り組むこと。

(2) 第5次総合計画の着実な推進

本格的な人口減少社会と超高齢社会の到来により、次の時代に対応する新しい視点と行動が必要となっており、そういう認識のもとに策定された第5次総合計画の将来都市像と6つの基本目標に向かって着実な取組の推進を図る必要がある。

具体的には、中長期的な視点から市政運営に大きな影響を与える課題については、現在の財政状況と今後の財政見通しを踏まえた課題解決の方策を検討することとする。また、限られた職員数の中で増加する行政ニーズを解決する必要性からの行政のデジタル化の取組や、新名神高速道路の全線開通後を見据えたまちづくりを進め、人口や市税の減少抑制を図ることや、企業誘致を含めた雇用創出等の施策の推進についても、継続して取り組むこと。

(3) 「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」への対応

感染症の世界的な拡大は人々の行動変容を促し、わが国のみならず、地球全体での新たな世界への移行に繋がると言われている。防災、福祉、商業、観光、教育などのあらゆる面で課題が顕在化し、人々の働き方、あるいは生き方、暮らし方自体へも影響を及ぼそうとしている。しっかりと課題に向き合い、市民の生活・雇用・事業を守りつつも、新しい時代のニーズを的確に捉える施策について、検討すること。

これまでの上記（１）及び（２）の取組を実践しつつ、（３）への対応のため、災害復旧・減災対策に要する経費及び義務的経費を除く経費について、原則一般財源ベースで前年度当初予算額と同額程度の維持を目標とすることとする。

以上のことを踏まえた予算編成を行うことになるが、近年の行財政改革の成果を含め、これまで積み上げてきた各種の改善・見直しは確実にその効果を上げている。その一方で、感染症による経済状況の悪化により、行財政を取り巻く環境はさらに厳しさを増しており、今こそ行政の役割の重要性を発揮する場面であると確信している。

市民との協働を基本とし、京都府とも力を合わせながら、ふるさと八幡の礎づくりに向け、職員一丸となった取組を強く期待する。